第十六条の二第一項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に改め、同項ただし書中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第二項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に、「次に掲げる操作（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十四条第一項に規定する検査の際に行うものに限る。）のとき」を「次に掲げる場合」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

イ　発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。）

ロ　燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）

ハ　沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統（以下「海水系統」という。）の切替えに係る操作（一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。）

ニ　加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作

二　第八十五条第三号又は第八十六条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

第十六条の二第三項中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に改め、同条を第九十三条とする。

第十六条第一項中第二十四号を第二十八号とし、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、同項第二十一号中「関すること（」の下に「溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十号中「第十九条の十七各号」を「第百三十四条各号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号中「初期消火活動のための」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第十六条第一項第十八号を削り、同項中第十七号を第十九号とし、第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六　電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七　ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

第十六条第一項及び第二項中「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、第二項第一号中「前項第八号」を「前項第十号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「第十一条の二第三項」を「第八十二条第四項」に改め、同項第二号中「前項第二十号」を「前項第二十五号」に、「第十一条の二第一項若しくは第二項」を「第八十二条第一項、第二項若しくは第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十一条の二第一項若しくは第二項」を「第八十二条第一項、第二項若しくは第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中第二十四号を第二十七号とし、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「関すること」の下に「（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第十九条の十七各号」を「第百三十四条各号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十八号中「第十九条の十七各号」を「第百三十四条各号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号を削り、同項第十六号の次に次の四号を加える。

十七　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十八　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

第十五条の二第一項中「法第三十五条第二項」を「法第四十三条の三の二十二第二項」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第十三号を「及び特定重大事故等対処施設を」に改め、同項第十四号を「中央制御室」の下に「及び特定重大事故等対処施設を」に改め、同項第十五号を削り、同項第十六号中「第十九条の二第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第十九条の二第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第十九条の二第一項」を「第九十六条第一項」に、「には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置する」を「については、次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ　イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十五条の二第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十五条の二第三項中「の各号」を削り、「同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号まで」を「同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号まで」に、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改める。

第十五条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二」に、同項第三号ロ中「もつた廃棄槽」を「持った廃気槽」に、同項第六号ロ中「もつた」を「持った」に改め、同条を第九十条とする。

第十四条中第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第八十九条とする。

第十三条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同項第四号中「第八条第一号ハ」を「第七十八条第一号ハ」に改め、同条を第八十八条とする。